

収 入

印 紙

委 託 契 約 書

1 委託業務名	水道第3-10号 令和8年度 香美市内配水池等底盤面清掃調査 委託業務
2 履 行 場 所	高知県 香美市 土佐山田町
3 履 行 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
4 業務委託料	円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
5 契約保証金	免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 高知県香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号

氏 名 香 美 市 長 依 光 晃 一 郎 印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計委託業務仕様書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「設計仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託業務料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第12条に定める受注者の管理技術者（現場責任者）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者（現場責任者）は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、高知地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）については、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(施行計画書の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後速やかに、設計図書に基づき施行計画書を作成して発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務が完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、受注者は、業務が完了した後において、この業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、この業務が完了した後に第21条、第26条、第26条の2及び第26の3の規定により効力が生ずる受注者の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。

- 2 受注者は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを発注者に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）ことができる。この場合においては、受注者は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他発注者が必要と認める事項を記載した書面を発注者に提出して承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に再委託する場合、受注者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の義務の履行その他の行為の全てについて責任を負うものとする。

(再委託の報告)

第6条 受注者は、この業務につき再委託（再々委託を含む。）に付する場合は、発注者に委託契約書の写しを提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者に対して再委託を受けた者（以下「再受注者」という。）につき必要な事項の通知を求めることができる。
- 3 前条第1項ただし書の規定により再委託をした場合は、再受注者の行為は、受注者が行ったものとみなす。
- 4 受注者は、この契約に関する再受注者の行為について、すべての責任を負わなければならない。

(法令上の責任)

第7条 受注者は、受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、発注者に対し責任を及ぼさないものとする。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第8条 受注者は、この契約に係る業務の遂行に当たって、暴力団員等（香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第2条第2項第5号に規定する暴力団員等をいう。第22条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（グリーン購入等）

第9条 受注者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、高知県グリーン購入基本方針に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（調査職員又は監督職員）

第10条 発注者は、この業務の履行について調査職員（監督職員）を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員（監督職員）を変更したときも同様とする。

2 調査職員（監督職員）は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員（監督職員）に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- （1） 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者（現場責任者）に対する業務に関する指示
- （2） この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- （3） この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者（現場責任者）との協議
- （4） 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員（監督職員）を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員（監督職員）の有する権限の内容を、調査職員（監督職員）にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員（監督職員）の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が調査職員（監督職員）を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、調査職員（監督職員）を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員（監督職員）に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が調査職員（監督職員）を置かないときは、この契約書に定める調査職員（監督職員）

の権限は、発注者に帰属する。

(調査職員又は監督職員に対する協力等)

第11条 受注者は、業務の履行について、調査職員（監督職員）の業務に協力し、その指示に従わなければならない。

(管理技術者又は現場責任者)

第12条 受注者は、管理技術者（現場責任者）を定め、遅延なく発注者に書面をもって通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

- 2 管理技術者（現場責任者）は、この契約の履行に関し、作業時は現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除く。）を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、管理技術者（現場責任者）の作業現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、管理技術者（現場責任者）について作業現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者（現場責任者）に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第13条 発注者又は調査職員（監督職員）は、管理技術者（現場責任者）その他受注者が業務を履行するために使用している再受注者、労働者等で業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、遅滞なくその結果を発注者に書面をもって通知しなければならない。

(支給材料)

第14条 発注者が受注者に支給する業務材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量又は品質は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は調査職員（監督職員）は、支給材料を受注者の立会のうえ引渡すものとする。この場合において、受注者は、その品質が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、遅滞なくその旨を発注者又は調査職員（監督職員）に書面をもって通知しなければならない。
- 3 前項の通知にかかわらず、発注者又は調査職員（監督職員）が支給材料の使用を要求したため生じた事態については、発注者がその責めを負うものとする。
- 4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは

貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 5 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 6 受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書を提出しなければならない。
- 7 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。
- 8 受注者は、故意又は過失により支給材料が滅失又はき損したときは、発注者の指定した期間内に代物による弁済又は損害の賠償をしなければならない。
- 9 受注者は、支給材料の使用法又は残材料の措置が設計図書に明示されていないときは、発注者又は調査職員（監督職員）の指示に従わなければならない。

（条件変更等）

第15条 受注者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに書面をもって調査職員（監督職員）に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書と業務現場の状態とが一致しないこと。
 - (2) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (3) 業務現場の状態、業務履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の業務現場が一致しないこと。
 - (4) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 調査職員（監督職員）は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の調査の結果において第1項の事実が受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、受注者との協議のうえ業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。
- 4 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以前に発注者に通知して業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。ただし、発注者がその期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (1) 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。
 - (2) 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。
 - (3) 前項の規定による協議を申し出た後、20日以内に協議が整わないとき。

（業務内容等の変更等）

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知し業務内容を変更し、又は業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、発注者及

び受注者は、協議内容を書面に定めるものとする。

- 2 履行期限又は委託料の変更は、発注者及び受注者は協議のうえ書面によりこれを定める。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第18条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了の日から5日以内にその旨を発注者に書面をもって通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の書類を受理した日から10日以内に業務成果を確認するための検査を受注者立会いのうえ行い、当該検査の結果を通知しなければならない。

(委託料の支払)

第19条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払わなければならない。

(部分払)

第20条 この契約が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約（以下「長期継続契約」という。）の場合において、受注者は、業務の完了前に、業務の既履行部分に相応する委託料相当額が委託料の10分の3以上の額に達した場合及び10分の7以上の額に達した場合は、その額の10分の9以内の額の委託料の支払（この契約において「部分払1」という。）を請求することができる。

- 2 この契約が長期継続契約に該当しない場合において、受注者は、業務の完了前に、業務の既履行部分に相応する委託料相当額が委託料の10分の5以上の額に達した場合は、その額の10分の9以内の額の委託料の支払（この契約において「部分払2」という。）を請求することができる。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、発注者において特別の理由があると認めるときは、部分払1及び部分払2について香美市契約規則（平成18年香美市規則第53号）第54条の規定の範囲内で別段の定めをすることができる。
- 4 受注者は、部分払1又は部分払2の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る

既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

- 5 発注者は、前項の請求があったときは遅滞なく同項の確認をするための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払1又は部分払2を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から15日以内に部分払金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第20条の2 発注者の責めに帰すべき事由により、第19条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を遅延利息として発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第21条 発注者は、設計図書に定める内容若しくは成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対してその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求（以下この条において「委託料減額請求」という。）することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、催告をすることなく直ちに委託料減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 追完請求又は委託料減額請求は、契約不適合が設計図書の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、受注者が、設計図書の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、第25条の規定による損害賠償の請求並びに第22条、第22条の2及び第22条の3の規定による解除権の行使を妨げない。

- 6 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が発注者による検査に合格したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(発注者の解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき（受注者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じたとしても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 契約期間内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (4) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (5) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - (6) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して発注者に違約金を支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団排除措置による解除)

第22条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき（受注者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じたとしても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（香美市暴力団排除条例（平成21年香美市条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用

していると認められるとき。

- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (8) 役員等が、市との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第8条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第22条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき（受注者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）契約を解除することができる。この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 受注者（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第26条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

2 第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（発注者によるその他の解除）

第23条 発注者は、委託業務が完了するまでの期間は、第22条第1項、第22条の2第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第23条の2 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（契約解除後の出来高払）

第24条 発注者は、契約が解除された場合において、受注者が既に完了している業務のうち、発注者の検査に合格し、かつその引渡しを受けることによって発注者が利益を受ける部分（以下この項において「出来高」という。）があるときは、引渡しを受けるものとし、当該出来高に相応する委託料を支払うものとする。

（損害賠償）

第25条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないため、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

2 発注者は、第22条第1項又は第22条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第22条第2項に定める（第22条の2第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、受注者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して発注者に損害金を支払わなければならない。受注者が既に解散しているときも、同様とする。

（談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定）

第26条 受注者は、第22条の3第1項各号のいずれかに該当するとき（受注者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、発注者が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第22条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合
 - (2) 第22条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対してその超過した損害金にこの契約における委託料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払い日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して発注者に賠償金並びに損害金及び遅延利息を支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
- 4 前3項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

（談合等不正行為があった場合の違約金としての違約金）

第26条の2 受注者は、第22条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき（受注者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、前条の賠償額の予定とは別に、違約金としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、発注者が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約金としての違約金の額は、委託料の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。

- (1) 受注者が共同企業体であって、その構成員中に、第22条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約罰対象構成員」という。）以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合（第3号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

- (2) 受注者（受注者が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
- (3) 受注者が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員（過去に違約罰対象構成員であった者も含む。）は、連帯して発注者に違約罰としての違約金を支払わなければならない。受注者が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第22条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、発注者は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、発注者が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、発注者に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。
- 5 前各項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

（受注者の文書提出義務）

- 第26条の3 受注者（受注者が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、受注者が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により発注者から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、業務が完了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（損害金等の徴収）

- 第27条 受注者がこの契約に基づく損害金、違約金、賠償金又は違約罰としての違約金（以下この項において「損害金等」という。）を発注者の指定する期間（第26条に規定する賠償金にあっては同条第1項に、第26条の2に規定する違約罰としての違約金にあっては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金等を発注者に支払った日までの日数に応じて割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者が受注者に支払うべき委託料があるときは、発注者は、当該委託料と、未払いとなっている損害金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不

足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第28条 第20条の2、第26条第2項及び前条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の費用)

第29条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義の決定等)

第30条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

(特約事項)

第31条 この契約が長期継続契約の場合、発注者は、翌年度以降の香美市の歳出予算においてこの契約の契約金額が、減額又は削除された場合にはこの契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。